

▶23日 土曜

申命記

22:13 もし、人が妻をめとり、彼女のところにはいり、彼女をきらい、
22:14 口実を構え、悪口を言いふらし、「私はこの女をめとて、近づいたが、処女のしるしを見なかつた。」と言う場合、
22:15 その女の父と母は、その女の処女のしるしを取り、門のところにいる町の長老たちのもとにそれを持って行きなさい。

22:16 その女の父は長老たちに、「私は娘をこの人に、妻として与えましたが、この人は娘をきらいました。

22:17 ご覧ください。彼は口実を構えて、『あなたの娘に処女のしるしを見なかつた。』と言いました。しかし、これが私の娘の処女のしるしです。』と言い、町の長老たちの前にその着物をひろげなさい。

22:18 その町の長老たちは、この男を捕えて、むち打ちにし、
22:19 銀百シェケルの罰金を科し、これをその女の父に与えなければならない。彼がイスラエルのひとりの処女の悪口を言いふらしたからである。彼女はその男の妻としてとどまり、その男は一生、その女を離縁することはできない。

22:20 しかし、もしこのことが真実であり、その女の処女のしるしが見つからない場合は、
22:21 その女を父の家の入口のところに連れ出し、その女の町の人々は石で彼女を打たなければならない。彼女は死ななければならぬ。その女は父の家で淫行をして、イスラエルの中で恥辱になる事をしたからである。あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。

22:22 夫のある女と寝ている男が見つかった



Bible Reference
聖書の記述

場合は、その女と寝ていた男もその女も、ふたりとも死ななければならない。あなたはイスラエルのうちから悪を除き去りなさい。

22:23 ある人と婚約中の処女の女があり、他の男が町で彼女を見かけて、これといっしょに寝た場合は、

22:24 あなたがたは、そのふたりをその町の門のところに連れ出し、石で彼らを打たなければならない。彼らは死ななければならない。これはその女が町の中におりながら叫ばなかつたからであり、その男は隣人の妻をはずかしめたからである。あなたがたのうちから悪を除き去りなさい。

22:25 もし男が、野で、婚約中の女を見かけ、その女をつかまえて、これといっしょに寝た場合は、女と寝たその男だけが死ななければならない。

22:26 その女には何もしてはならない。その女には死刑に当たる罪はない。この場合は、ある人が隣人に襲いかかりいのちを奪ったとの同じである。

22:27 この男が野で彼女を見かけ、婚約中のその女が叫んだが、救う者がいなかつたらである。

22:28 もしある男が、まだ婚約していない処女の女を見かけ、捕えてこれといっしょに寝て、ふたりが見つけられた場合、

22:29 女と寝たその男は、この女の父に銀五十シェケルを渡さなければならない。彼女は彼の妻となる。彼は彼女をはずかしめたのであるから、彼は一生、この女を離縁することはできない。

22:30 だれも自分の父の妻をめとり、自分の父の恥をさらしてはならない。

約束の地においても社会にとって最も重要なのは、結婚と家庭が守られることです。結婚または婚約している男女に関しては非常に厳格な規定があるのはそのためです。私たちも幸いが長く続くために、また子や孫や共同体のためにも、「悪を除き去りなさい。」という主の命令に従う必要があります。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満たしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

